「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　　本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜）	％

」に改め、同注意㉗中「及び最も」を「、最も」に改め「掲げたもの」の下に「、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中㉗を㉘とし、⑲から㉘までを⑳から㉙までとし、⑱の次に次のように加える。

⑲　2⑶「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第二号2㈢の欄主索の欄中

「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　　本

」を

「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　　本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜）	％

」に改め、同注意㉙中「及び最も」を「、最も」に改め「掲げたもの」の下に「、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中㉙を㉚とし、⑯から㉙までを⑰から㉚までとし、⑮の次に次のように加える。

⑯　2⑶「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第二号1㈣の欄ロープ式・巻胴式の欄主索の欄中

「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　　本

」を

「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　　本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜）	％

」に改め、同2㈠⑦

の欄主索の欄中

「

素線切れ　最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチの最大の素線切れ数　　本

」を

「

素線切れ 最も摩損した主索の番号（　　） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチの最大の素線切れ数　　本
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（　　） 直径（　　㎜）　未摩耗直径（　　㎜）	％

」に改め、同注意㉗中「及び最も」を「、最も」に改め「掲げたもの」の下に「、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中㉗を㉘とし、⑲から㉘までを⑰から㉗までとし、⑮の次に次のように加える。

⑯　1⑷「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2⑰「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。